

慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resources

Title	中村菊男著『伊藤博文』
Sub Title	K. Nakamura "Hirobumi Ito"
Author	中村, 勝範(Nakamura, Katsunori)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1959
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.32, No.2/3 (1959. 3) ,p.139- 142
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	紹介と批評
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19590315-0139

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

しかも、この部分を重視している。しかし、本書は總論中に行政訴訟の章をとくに設けず、これについては本書第二巻にゆずられている——本書・はしがき参照——。本書はこのように、行政訴訟にかんする系統的記述をかいているが、行政訴訟にかんする重要問題・根本問題は隨所に論ぜられている。たとえば、本章のこの部分においても、抗告訴訟として、取消・無効確認訴訟・拒否處分にかんする訴訟が、さらに、當事者訴訟・機關訴訟・民衆訴訟が相當詳しくのべられている。そして、行政事件にかんする判例にたいし鋭い批判をあたえられることの多い著者の見解は注意をひく。

第四章 行政行為の公定力 本章は一般に行政行為の意義・種類、行政行為の附款・行政行為の瑕疵（無効原因と取消原因）等として論ぜられている部分である。これ等がとくに私法上の法律行為とことなる點は、行政行為に公定力のあるために外ならない。このため、これ等を「行政行為の公定力」として本章にあつめられたのであろう。

なお、本章にも、前述のごとき、行政訴訟關係の項目がのべられている。すなわち、「行政行為の公定力と行特法」「行政處分の取消請求と無効確認請求」。

このほか、本書は、第五章・行政上の強制、第六章・行政犯と行政罰、第七章・行政上の損失補償と損害賠償、の章を設け、第一編・基礎理論をおわる。これ等の章においても、著者のすぐれた見解が隨所にあらわれているが、これ等のうちから一つ、國家賠償關係で、公務員の被害者にたいする直接の責任を否認する判例（最高

裁・昭和三〇・四・一九判決）に反對し、公務員の個人責任をみとめられる點を指摘し、その他については省略する。

★

本書は右にのべたごとく、著者のすぐれた見解を多くふくみ、きわめて特色ある著述である。また、この小冊子に最大限度の内容をもちこみ、しかも、程度の高い教科書としての本書は、行政法に關心をよせられる諸氏の必讀の書と考える。これが、著者、田上先生に教えを乞うている身をかえりみず非禮な紹介の筆をとつた理由である。最後に、本書にひきつづき、行政作用法と行政訴訟法の書をおわれわれに示される日の一日も早きことをお願いして筆をおく。

（有信堂發行、昭和三三年）

（金子芳雄）

中村菊男著

『伊藤博文』

一

ここに紹介する本書は時事通信社で刊行中の「三代宰相列傳」（全十七卷）の一冊として書かれたものである。「三代宰相列傳」は明治・大正・昭和の三代にわたるわが國の總理大臣のうち十八人

をとりあげ、その傳記を學者・評論家の權威者が分擔執筆している。したがつてこの「列傳」十七巻を通讀すれば、歴代首相の生涯はもとより、あわせてオーソドックスな日本近代政治史にも通ずることができるといふわけである。

ところで明治・大正・昭和の三代を通じて、だれからもその名を記憶されている首相といへば、まず第一に伊藤博文があげられるであろう。したがつて明治政府の建設者で、自ら初代總理大臣になつた伊藤博文の傳記である本書は、この列傳十七巻のいわば要であるといつてよいであろう。

二

今日まで伊藤博文だけが、だれからもその名を記憶されているのはなぜであろうか。これはもつとも素朴な疑問であるが、同時にそれは伊藤の本質をつく一番大切な問題である。

中村菊男教授は、本書の稿を起すにあつて、「伊藤が明治時代の最高クラスの政治家になぜなつたかという理由を探求しながら書かれたものはすくないので、本書はまずこいつた觀點から伊藤博文を取り上げ」(三頁)と、その問題點を指摘されているが、この問題取扱いは、さきのわれわれの疑問に十分答えてくれるものである。

伊藤に關しては「生い立ちからはじめて逝去にいたる傳記が多く、それにまた同じ様式の拙著を加えることは意味がすくないと考へられた」(序一頁)ので、著者は従來の傳記の形式を打破つて、冒頭から「第一章 伊藤博文はなぜ明治時代第一級の政治家になつた

か」を論じ、生いたちから維新までの伊藤を剖愛している。伊藤が第一級の政治家になれた理由は、第一章にもつとも集中的に論じられているわけであるが、以下この章を概略しよう。

明治政府はもつとも極端にいへば薩長の政府であつた。したがつて、伊藤が長州の出身であるということで、彼のもつ「才詔と同時に、藩閥のバックという有形無形の恩恵」(八頁)をうけることができた。ここに彼が後年政治力を發揮できた第一の理由がある。

第二の理由は、明治全期を通じて伊藤ほど天皇の知遇を得たものはいないという點にある。「國家の重大事件について、天皇が伊藤を側近においてなんでも相談しよう」(一四頁)とした。

第三に、伊藤は天性朗らかであつて、子供のように天真爛漫なところがあつた。これは同じ長州出身の山縣有朋が、謹嚴、沈黙寡言、陰氣であるのとまつたく對照的であつた。權勢をほしいままにして、容易に人を近づけないという性格でないことが伊藤にプラスとなつた。

第四には、伊藤はよいブレイン・トラストや、すぐれた先輩、後輩をもつたことである。井上毅、伊東巳代治、金子堅太郎、末松謙澄、西園寺公望、陸奥宗光らはブレインであり、木戸孝允、三條實美、岩倉具視、大久保利通という先輩を得、また原敬という後輩にもめぐまれていた。加うるに高杉晋作、井上馨というよい友人もつていた。

第五に、名譽欲が旺盛であつたことがあげられる。内閣總理大臣、樞密院議長、貴族院議長、韓國統監などという地位に彼はいつも最初についた。「最初にある重要な政治制度の長官や議長になる

といふことは、國民の政治心理をうまくつかむ演出方法といえよう。伊藤自身これを意識していたかどうかかわからないが、とにかく結果からみて成功したといえる」(三七頁)。

第六に、彼は知略に富み、柔軟性をもち、とくに遁走の術を心得ていた。物事にも人物にも執着心がなく、或場合にはまさに「君子豹變」のそれであつた。

第七に、彼は健康な肉體と賢夫人にめぐまれていたことがあげられる。

第八に、彼は物欲すくなく、金錢に恬淡であつた。その點彼の「品性の高潔」は萬人にみとめられていた。また英語をよくし、海外の新知識をつねにもとめていたことが「經世の政治家」たらしめた。

第九は、ハルピン驛頭における悲壯な最後は、國民に彼の生涯をより鮮明に刻みつけるに役立つた。

以上が第一章において、伊藤博文が明治時代第一級の政治家にさせた要因としてあげている諸點である。この章は、最も興味深く、一番の盛り上りをもつていて、伊藤博文という一政治家の人格的魅力を十二分に讀者に印象づける。

三

このあと章をおつて、伊藤博文の政治活動の全期間にわたり、波瀾にとんだ彼の生涯をまとめ、それぞれの時期における政治的評價を下している。

第二章では、「長州閥は明治政治にどのような地位をしめたか」

となつてゐる。ここでは長州閥が生まれる經過と、それが明治政治の上に占める地位という點を論じつつ、こうした強力な長州閥を背景にして伊藤が明治政府に仕官していく過程を論じてゐる。

「明治憲法はどのような經過から生まれたか」という第三章では、明治憲法の生まれる經過とこれの制定に骨身をけずつた伊藤との關係が述べられている。伊藤はこの憲法で、君權主義的な立場はたしかにとつたが、それは絶対主義的君主制そのものを擁護したものではない。しかも大久保利通とか岩倉具視というような人々の死は、伊藤の手によつて憲法制定という仕事を可能にさせ、その結果反動への道は封じられたという教授の主張は注目されてよいであらう。

「一八八九年という年代に、從來立憲主義とはなんの縁もなかつたアジアにおいて、これだけのものができたといふことは、偉とすべきであらう」(九二頁)と教授はいう。

ところで從來「超然主義」をとつていた伊藤が實際に憲政の運用にあたつてみると、どうしても議會に自黨の議員を多數もつていなくてはならないということがわかつてきた。このことが彼の立憲政治に對する考え方を超然主義から一步前進せしめることになり、「立憲政友會」を組織する一つの原因となつた。この政黨政治についての考え方も、山縣有朋は絶対否認の態度であつたのに對し、伊藤は君主主義の立場にありながら政黨政治への妥協を必要と考へていたことが強調されている。この間の事情は、「第四章 首相としての伊藤博文はどういう政治をしたか」および「第五章 政黨の首領としての伊藤博文」の各章にのべられてゐる。そして伊藤の本領は一國の宰相として外交問題を處理する點にあつて、政黨の首領

としてはかならずしも成功したとはいえない、という。

「日露戦争前後に伊藤はどういう役割を演じたか」の第六章では、伊藤をはじめ當時の政治家は国力の限界を知り、「いつ、いかに戦鬪をやめて、講和にもつていくか」ということに力をそそいだ。また「明治の政治家と昭和の政治家とのちがいは、明治の政治家のほうに國家の問題について、より眞剣であつた」(一八四頁)と、明治の政治家にもなる氣魄についても面白いエピソードを挿みつつ論じている。「第七章 韓國統監としての伊藤博文」ついで「第八章 伊藤の劇的な最後」をもつて、「國際社會に乗り出した興隆日本そのものであり、『大日本帝國』の隆盛」(二〇三頁)とともにあつた伊藤博文の傳記を終る。

四

まさに伊藤博文の一生は、日本が鎖國の夢を破つて國際社會に乗り出し、黄金の時代を築いた時期であり、しかもこの黄金時代は伊藤とともにあつた。伊藤博文が長く忘れ去られないのは、この古き・なつかしき「大日本帝國」の建設者であつたことにもよるであらう。

もとより伊藤博文にもその思想と行動において、今日からみると多くの批判さるべき點はある。しかし大切なことは、今日の視座で伊藤をとらえ、これを批判することよりも、當時の時代の波に伊藤という人間を浮かばせながら、そこで伊藤の重さを測るということではないか。「十九世紀後半から二十世紀初頭にかけての日本のおかれた環境から考えれば、そのあげた業績は政治家として最高のも

のであつたと判断せられる」(二〇五頁)という教授の最後の言葉はやわらかくあたたかい。

本書には、文獻のほか伊藤の令孫藤井清子夫人の語る伊藤および梅子賢夫人の思い出話もとり入れられ、それらがこの書をより一層ひきたてている。(昭和三十三年七月 時事通信社 二〇〇圓)

(中村勝範)